



平成 25 年 9 月 20 日

各 位

会社名 三井情報株式会社  
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 齋藤 正記  
(コード番号：2665 東証第二部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 河内 健次  
(電話番号 03-6376-1008)

(訂正)「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」  
の一部訂正について

平成25年8月2日に開示いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」について、内容に一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【開示事項の訂正箇所】

2. 株式の分割についておよび4. 定款の一部変更について  
(網掛けは訂正箇所であります。下線\_\_は定款の変更箇所であります。)

(訂正前)

2. 株式の分割について

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成25年9月30日(月曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数 : 1,183,431株  
株式分割により増加する株式数 : 117,159,669株  
株式分割後の発行済株式総数 : 118,343,100株  
株式分割後の発行可能株式総数 : 480,000,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日 : 平成25年9月13日(金曜日)  
基準日 : 平成25年9月30日(月曜日)  
効力発生日 : 平成25年10月1日(火曜日)

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火曜日）

(3) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億8,000万株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第41条（条文省略）	第8条～第42条（現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

（訂正後）

2. 株式の分割について

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成25年9月30日（月曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数：1,183,431株  
株式分割により増加する株式数：117,159,669株  
株式分割後の発行済株式総数：118,343,100株  
株式分割後の発行可能株式総数：470,000,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日：平成25年9月13日（金曜日）  
基準日：平成25年9月30日（月曜日）  
効力発生日：平成25年10月1日（火曜日）

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火曜日）

(3) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億7,000万株</u> とする。
(新設) 第7条～第41条（条文省略）	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	第8条～第42条（現行どおり）
	附則 <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

【訂正の理由】

平成25年8月2日に開示いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」について、株式分割後の発行可能株式総数の数値に誤りがあることが判明しました。会社法第113条3項の規定に基づき、発行可能株式総数を増加する場合は、発行可能株式総数が分割後の発行済株式総数の四倍を超えない様に発行可能株式総数を訂正させていただきます。

以上